

高速増殖原型炉「もんじゅ」判決を めぐる最近の動向

平成15年6月

文部科学省

研究開発局

1. 訴訟の状況

【行政訴訟】

(国による「もんじゅ」設置許可の無効確認訴訟。被告は国)

本年1月27日 国の原子炉設置許可を無効とする控訴審判決(名古屋高裁金沢支部)

1月31日 国が最高裁判所へ上訴

3月27日 国が上訴の理由書を裁判所に提出

5月2日 最高裁より「記録到着通知」の送達

最高裁判所において、上訴を受理するかどうかにつき審理中。

【民事訴訟】

(「もんじゅ」の建設・運転の差止め請求訴訟。被告はサイクル機構)

平成12年より、行政訴訟と並行して、名古屋高裁金沢支部にて審理。

(同支部では行政訴訟の審理が先行され、民事訴訟の実質的な審理はなし)

本年3月24日、原告側の訴えの取り下げの申し出に対し、サイクル機構側が同意。

これにより、民事訴訟は終了。

2. 「もんじゅ」推進に向けた取組み(6月5日「もんじゅ」プロジェクトチーム決定)

- ・1月30日に「文部科学省もんじゅプロジェクトチーム」設置
(本部長：渡海文部科学副大臣、副本部長：大野文部科学大臣政務官)
- ・6月5日に開催された第3回プロジェクトチームにおいて、関係4団体(日本経済団体連合会、電気事業連合会、日本電機工業会、日本原子力産業会議)からの「もんじゅ」に対する意見を踏まえ、以下の方針を決定

(1) 基本方針

国内にエネルギー資源が乏しく、島国であって隣国との間で資源や電力の輸出入に困難がある我が国において、エネルギーの安定供給を将来にわたって確保していくことは、国の存立基盤をなす重要な国家的課題である。

このため、高速増殖炉を中心とした核燃料サイクル技術の開発は、原子力長期計画に基づき、長期的観点から、民間との適切な役割分担の下、国が主体的に進めていくことが必要である。

「もんじゅ」は、その開発の中核となる施設として極めて重要であり、安全確保を大前提に、運転再開に向けた段階の一つとして、まず、安全性の一層の向上を図る等のための改造工事に着工できるよう、関係機関と連携しつつ、地元を始めとした国民の理解が得られるよう最大限の努力を行うこととする。

(2) 具体的取組み

既に実施中の「もんじゅ講師派遣」等に加え、以下の取組みを実施する。

「もんじゅ」説明会の開催

- ・ 「もんじゅ」計画の意義や判決に関する国の考え方（上訴の理由書の内容）等を説明する説明会を、7月16日に敦賀市で開催。

「もんじゅ」シンポジウム（仮称）の開催

- ・ 「もんじゅ」の安全性や意義等広いテーマで、パネルディスカッションを取り入れたシンポジウムを福井県内にて開催することを検討する。

福井県地元紙での「もんじゅ」紙上討論会（仮称）の実施

- ・ シンポジウム（仮称）に参加されない方にも広く説明するべく、有識者等による座談会の模様を、福井県地元紙への掲載を検討する。

「もんじゅ」パンフレットの敦賀市内の各戸への配布

- ・ 地元紙に折り込む形で早急に配布する（6月8日約2万部配布）。今後も、パンフレット類を作成する際には、敦賀市内の各戸に配布する。

文部科学省としての地元での草の根的活動の実施

- ・ 地元の各種会合にて積極的に文部科学省が説明を行う。
- ・ サイクル機構によるオピニオン・リーダーへの説明等草の根的活動は引き続き積極的に行う。

マスメディアによる広報の適時の実施

- ・ 「もんじゅ」判決の技術的論点等について分かりやすく解説する地元テレビ番組の作成・放映等を行う。

3. その他の動き

4月13日 福井県知事選挙

4月14日 日本原子力産業会議年次大会(福井県敦賀市)
~(4月17日)

4月27日 敦賀市長選挙

5月9日 福井県もんじゅ安全性調査検討専門委員会
(2次ナトリウム漏えい事故、蒸気発生器伝熱管破損事故)

6月9日 福井県もんじゅ安全性調査検討専門委員会
(炉心崩壊事故)

文部科学省もんじゅプロジェクトチームの設置について (参考1)

平成14年1月30日 文部科学大臣決定

1. 趣旨

高速増殖原型炉「もんじゅ」については、その核燃料サイクル政策における重要性にかんがみ、従来より、早期の運転再開に向けて積極的に対応をしてきた。他方、本年1月27日には、名古屋高裁において審理されてきた「もんじゅ」の設置許可処分に係る行政訴訟に国側が敗訴すると新たな状況が生じたことを踏まえ、今後の「もんじゅ」の推進に向けた文部科学省としての対応をより一層強化することが必要となっている。

このため、国民への説明責任を果たすことを含め、この対応について企画・立案を行うとともに、その具体的な実施を機動的に行っていくため、文部科学省もんじゅプロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

2. 構成

本部長	渡海	文部科学副大臣
本部長代理	大野	文部科学大臣政務官
副本部長	間宮	文部科学審議官
	白川	研究開発局長
	坂田	大臣官房審議官（官房担当）
	素川	大臣官房審議官（研究開発局担当）
	藤木	研究開発局開発企画課長
	明石	〃 開発企画課立地地域対策室長
	中西	〃 原子力課長
	加藤	〃 核燃料サイクル研究開発課長
		その他本部長が指名する者

3. ワーキングチーム

チームの具体的な作業を実施させるため、必要に応じ、ワーキングチームを設置することができる。

「もんじゅ」上告受理申立て理由の要点

平成 15 年 3 月
原子力安全・保安院 資料より

上告受理申立て理由としては、最高裁判例違背、法令解釈の重要な誤りのみ認められている（民事訴訟法 312 条 1 項）ことから、理由書においては、下記のような原判決の判例違背及び原子炉等規制法の解釈の重大な誤りについて詳述している。

・本件安全審査において妥当性が認められた事故防止対策によっては、安全確保ができないことを具体的に認定判断せず、多重に施された安全確保のための機能が全て働かないという、非現実的な仮定の下で、「具体的な危険性が否定できないこと」を基準に違法としたこと

高裁判決は、安全確保ができないことを、具体的な根拠に基づいて認定、判断しないで、安全審査を違法としている。さらに、高裁判決が言うような、技術的にみてほとんどない仮定を幾つも重ね、多重に施された安全確保のための機能が全て働かないことを前提としてもなお安全性が確認されているということは非現実的であり、いわば実現不可能なことを求めているに等しい。原子炉等規制法はこのような「安全性」を求めているものではなく、社会通念上容認し得る水準の安全性を求めているもの。

・設置許可では基本的な設計を審査し、詳細設計については次の段階での規制対象とする原子炉等規制法の仕組みに実質的に反していること

原子炉等規制法は、設置許可処分時点の安全審査では基本設計及び基本的設計方針について確認し、機器の詳細設計は、次の段階である「設計及び工事の方法の認可」以降で許認可を行うという、「段階規制」という手法を採用している。

しかし、高裁判決は、「設計及び工事の方法の認可」など後続の規制において審査の対象とすべきものを、実質的に当初の設置許可段階における審査の対象と解釈し、審査に欠落があるとしている。

・新知見が発見された場合、その知見を当てはめてもなお安全審査の結論が維持されるかどうかを問題にしないで、直ちに違法となるとしたこと

高裁判決は、新知見が発見されれば、安全審査の結論が維持されるかどうかを問わないで、直ちに安全審査に違法があり、新知見を考慮しただけで違法になるとしている。

しかしながら、設置許可時の安全審査の後に新知見が発見されても、原子炉等規制法の設置許可の要件である「災害の防止上支障がないものであること」がなお維持される限り、処分が違法となる理由はない。

・具体的な根拠なく専門技術的判断を否定したこと

高裁判決は、安全評価の妥当性（事象の想定、解析条件等）及びこれに基づく安全審査について、原子力安全委員会等が行った専門技術的判断の妥当性を具体的な根拠なく否定しており、「伊方最高裁判決」で示された専門技術的判断の尊重の考え方に違背している。

・行政処分の無効要件について、明白性の要件を不要としたこと

高裁判決は、行政処分を無効とするには「重大かつ明白な違法性が必要」とした過去の最高裁判例を逸脱し、安全審査の瑕疵の明白性は不要としている。

「もんじゅ」の意義について

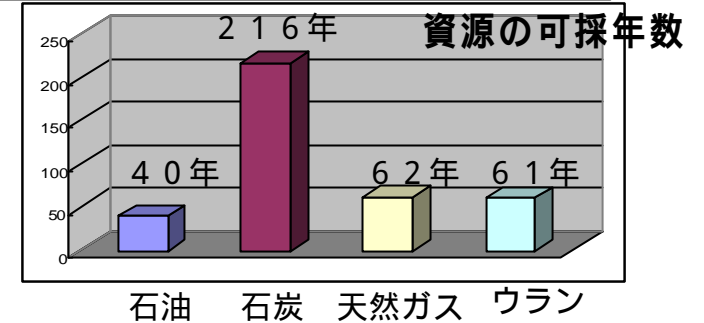
(参考3)

日本 = 資源小国、島国 (エネルギー資源の約96%を輸入。資源や電気の輸入が困難。)

エネルギー安全保障

高速増殖炉サイクルにより、
原子力発電が数百年にわたって利用可能に

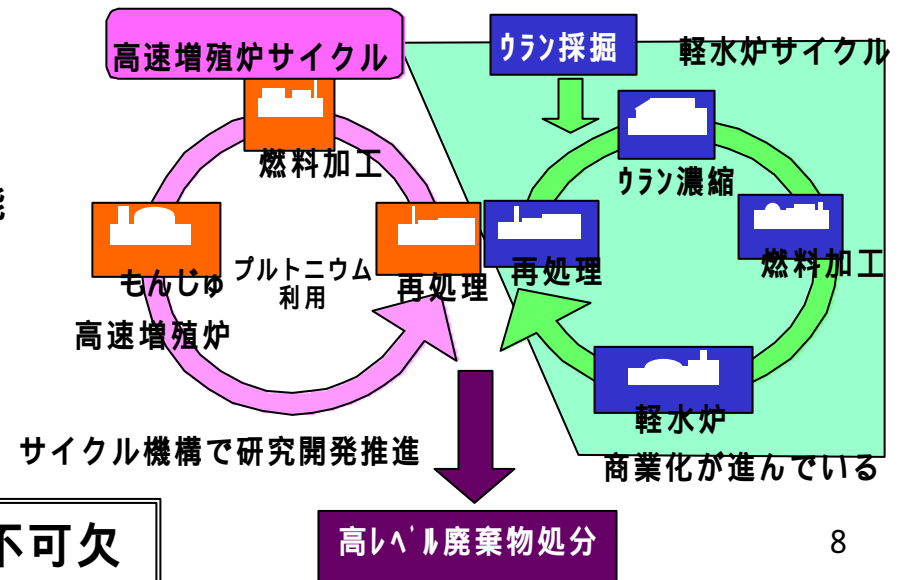
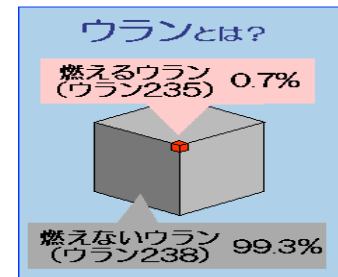
- ・ウラン資源も有限 (軽水炉での利用 (核燃料サイクルなし) だと60年程度と予想)
- ・燃えないウラン238をプルトニウムに変えてリサイクル
- ・ウラン資源の利用効率は、軽水炉 (核燃料サイクルなし) の100倍以上に (理論値)
- ・技術力によりエネルギー資源を産み出すことを意味する (準国産エネルギー)



出典: BP統計 2002, IAEA URANIUM 2001

地球環境保全

- 高速増殖炉サイクルにより、
- CO₂排出抑制へ貢献
- ・発電過程でCO₂を排出しない原子力発電が長期に利用可能
- 高レベル廃棄物による環境への負荷を大幅に低減
- ・地層処分での隔離期間が大幅に短縮 (数万年 数百年)
(天然ウランの放射線レベルに下がるまでの期間を想定)
 - ・先進的な再処理と組合せれば量が1/10に低減の可能性
注) いずれも軽水炉サイクルとの比較



「もんじゅ」はこの技術開発の中核として不可欠

高速増殖原型炉「もんじゅ」の概要

(参考4)

所在地 : 福井県敦賀市

原子炉型式 : 高速増殖炉 (原型炉)

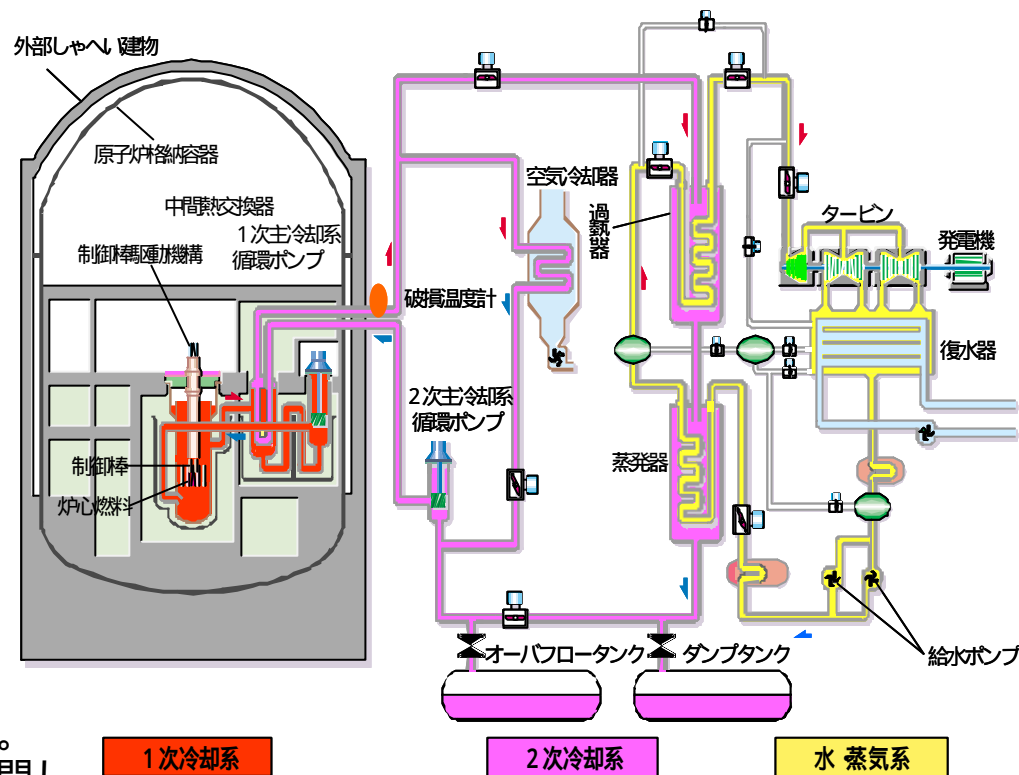
出力 : 熱出力 71.4万 kW
 電気出力 28万 kW
 (我が国初の実際に発電する高速増殖炉)

建設の経緯

- 昭和58年 5月 国による設置許可
- 昭和60年 10月 工事着工
- 平成6年 4月 初臨界
- 平成7年 8月 初送電
- 平成7年 12月 2次系ナトリウム漏えい事故
(以降、現在まで停止中)

事故後の経緯

- ・原因究明、再発防止対策、安全性総点検実施
- ・政策面での検討実施
- ・平成12年11月、原子力長期計画の策定を受け、科技庁長官が地元知事らを訪問し、協力を要請。
- ・平成13年5月、文部科学大臣が地元知事らを訪問し、改造工事について安全審査に入ることを理解を求める。
- ・平成13年6月、改造工事について国の安全審査入り。
- ・平成14年12月、国の安全審査が終了。
- ・平成15年1月、名古屋高裁金沢支部にて、国の原子炉設置許可を無効とする判決。
- ・平成15年1月、国が最高裁に上訴。
- ・平成15年3月、国が上訴の理由書を提出



- 高速増殖原型炉「もんじゅ」 -